

令和7年度 出資法人経営評価表

法人名	公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金
-----	----------------------

1 人員、県の人的関与の状況 (単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）					R5年度	R6年度	R5→R6増減				
②役員の状況					R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度			
評議員総数					9	9		9			
	うち県職員（特別職を含む。）				1	1		1			
	うち県退職職員（OB）				1	1		1			
理事総数					10	10		10			
	うち県職員（特別職を含む。）				3	3		3			
	うち県退職職員（OB）				1	1		1			
	うち常勤役員数										
	うち県職員（特別職を含む。）										
うち県退職職員（OB）											
監事総数					2	2		2			
	うち県職員（特別職を含む。）										
	うち県退職職員（OB）										
	うち常勤監事数										
	うち県職員（特別職を含む。）										
うち県退職職員（OB）											
報酬額・年齢											
常勤役員の平均年齢											
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）											
役員の報酬総額（年額）（千円）											
③職員の状況					R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度			
職員総数					26	24	△ 2	25			
	常勤職員					19	17	△ 2	18		
		プロパー職員									
			うち県退職職員（OB）								
		県等からの派遣職員									
		うち県派遣職員									
		臨時・嘱託職員					19	17	△ 2	18	
	うち県退職職員（OB）				2	2		2			
	非常勤職員					7	7		7		
		うち県派遣職員				6	6		6		
		うち県退職職員（OB）									
	プロパー職員の平均年齢										
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）											
職員の給与総額（年額）（千円）					69,305	72,709	3,404	82,512			
プロパー職員の年代別職員数					10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和7年度当初実数)											

2 県の財政的関与の状況 (単位：千円)

項 目			R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度	備考 (R7内訳)
県からの 年間 収入額	補助金	事業費補助金	135,480	132,148	△ 3,332	167,775	青年農業者等育成事業費補助金（9,181）、就農促進事業費（120）、新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）（49,000）、農地中間管理事業補助金（109,474）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料		7,045	7,196	151	6,500	農業経営・就農支援センター業務委託料（6,000）、女性の農業短期研修業務委料（500）
	その他						
	合計		142,525	139,344	△ 3,181	174,275	
	年度末 残高	県からの借入金					
県からの損失補償・債務保証							
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	令和2年度に新たな中期経営計画を作成し、令和3年度からの事業成果目標として、1年間の就業相談件数130件、新規就農者数115名、新規漁業就業者数2名を設定した。令和6年度はそれぞれ91件、78名、3名となり、相談件数および新規就農者数は目標を下回った。就職就農者数の減少が主な要因であるが、他産業の雇用環境の変化の影響もあると考えられる。 また、担い手への農地集積に向け、新たに1,448haの農地を転貸し、累計の借受面積は11,879haとなり、県内耕地面積の20%を超えている。さらに、令和6年度からは農地の売買事業も開始した。 農林漁業者の減少が進む中、新たな就業者の確保・育成や担い手への農地集積は重要な業務である。より一層の事業効果を高めるため、令和7年度から就職就農者の確保に向けた取組を新たに開始するが、就職就農者数の増加により新規就農者の増加に	前中期経営計画の事業成果目標を達成し、新たな中期経営計画においても、さらに高い事業成果目標を掲げ、効率的・効果的な事業の展開に努められている。 新規就農者数の減少は、法人による新規雇用者の減少等が影響している。当基金による就農支援対策事業と併せて、農業法人の経営基盤強化に向けた対策を講じていく。
		中期経営計画のみ策定している。					
	事業活動の社会情勢への適合性	年度目標のみ策定している。					
		策定していない。					
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。	○	○	○	令和7年度の公益法人の制度改革に伴う対応の業務が増加したため管理費比率が増加した。 農地中間管理事業については、令和6年度に組織体制の見直しに加え農地売買等事業を開始した。令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化され、取扱農地面積の増加が継続して見込まれることから、運営方法の見直し等効率的な実施に努める。 【管理費率】R4:0.28%、R5:0.27%、R6:0.37%	令和6年度からは組織体制の見直しに加え農地売買等事業を実施し、担い手への農地の集積を一層進めるとともに農地の売買差益を新たな財源となるよう進めており、本事業が円滑に実施できるよう助言指導を行う。 令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化されることから、効率的な運営体制に向けた指導を継続していく。
		社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。					
	活動の成果の達成度	社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。					
		活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。					
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。				令和7年度の公益法人の制度改革に伴う対応の業務が増加したため管理費比率が増加した。 農地中間管理事業については、令和6年度に組織体制の見直しに加え農地売買等事業を開始した。令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化され、取扱農地面積の増加が継続して見込まれることから、運営方法の見直し等効率的な実施に努める。 【管理費率】R4:0.28%、R5:0.27%、R6:0.37%	令和6年度からは組織体制の見直しに加え農地売買等事業を実施し、担い手への農地の集積を一層進めるとともに農地の売買差益を新たな財源となるよう進めており、本事業が円滑に実施できるよう助言指導を行う。 令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化されることから、効率的な運営体制に向けた指導を継続していく。
		活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。	○	○	○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。					
		活動について成果目標を定めていない。					
効率性	経常費用に占める管理費の状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。				令和7年度の公益法人の制度改革に伴う対応の業務が増加したため管理費比率が増加した。 農地中間管理事業については、令和6年度に組織体制の見直しに加え農地売買等事業を開始した。令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化され、取扱農地面積の増加が継続して見込まれることから、運営方法の見直し等効率的な実施に努める。 【管理費率】R4:0.28%、R5:0.27%、R6:0.37%	令和6年度からは組織体制の見直しに加え農地売買等事業を実施し、担い手への農地の集積を一層進めるとともに農地の売買差益を新たな財源となるよう進めており、本事業が円滑に実施できるよう助言指導を行う。 令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化されることから、効率的な運営体制に向けた指導を継続していく。
		ニーズを把握するための手段を講じている。	○	○	○		
	経常収益・費用の比率	具体的な取組はしていない。					
		管理費比率が2期連続で減少した。	○	○			
	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が前期に比べ減少した。				令和7年度の公益法人の制度改革に伴う対応の業務が増加したため管理費比率が増加した。 農地中間管理事業については、令和6年度に組織体制の見直しに加え農地売買等事業を開始した。令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化され、取扱農地面積の増加が継続して見込まれることから、運営方法の見直し等効率的な実施に努める。 【管理費率】R4:0.28%、R5:0.27%、R6:0.37%	令和6年度からは組織体制の見直しに加え農地売買等事業を実施し、担い手への農地の集積を一層進めるとともに農地の売買差益を新たな財源となるよう進めており、本事業が円滑に実施できるよう助言指導を行う。 令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化されることから、効率的な運営体制に向けた指導を継続していく。
		管理費比率が前期に比べ増加した。			○		
	経常収益・費用の比率	管理費比率が2期連続で増加した。					
		経常収益が2期連続で経常費用を上回った。					
	経常収益・費用の比率	経常収益が、当期は経常費用を上回った。		○		令和7年度の公益法人の制度改革に伴う対応の業務が増加したため管理費比率が増加した。 農地中間管理事業については、令和6年度に組織体制の見直しに加え農地売買等事業を開始した。令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化され、取扱農地面積の増加が継続して見込まれることから、運営方法の見直し等効率的な実施に努める。 【管理費率】R4:0.28%、R5:0.27%、R6:0.37%	令和6年度からは組織体制の見直しに加え農地売買等事業を実施し、担い手への農地の集積を一層進めるとともに農地の売買差益を新たな財源となるよう進めており、本事業が円滑に実施できるよう助言指導を行う。 令和7年度以降農地の貸借が完全に一本化されることから、効率的な運営体制に向けた指導を継続していく。
		経常収益が、当期は経常費用を下回った。	○		○		
	経常収益・費用の比率	経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
		経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。	○	○	○	当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		2期連続で改善した。					
	正味財産期末残高の状況	前期に比べ改善した。					
		前期に比べ悪化した。					
	正味財産期末残高の状況	2期連続で悪化した。				当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		2期連続で増加した。					
	累積欠損金の状況	前期に比べ増加した。					
		前期に比べ減少した。					
	累積欠損金の状況	2期連続で減少した。	○	○	○	当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		当期末において累積欠損金はない。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	累積欠損金は、2期連続で減少した。					
		累積欠損金は、前期に比べ減少した。					
	短期的支払い能力の状況	累積欠損金は、前期に比べ増加した。				当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		累積欠損金は、2期連続で増加した。					
	借入金依存率の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。	○	○	○		
		流動比率は、当期は100%以上であった。					
	借入金依存率の状況	流動比率は、2期連続で100%未満であった。				当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		流動比率は、2期連続で100%未満であった。					
	借入金依存率の状況	当期末において借入金はない。	○	○	○		
		2期連続で低下した。					
	借入金依存率の状況	前期に比べ低下した。				当基金の事業運営は補助金による実施が主であり、その範囲内で事業を実施している。よって、債務超過、借入金はなく、健全な経営が保たれている。 なお、正味財産の減少については、保有している国債を時価評価した結果、前年度に比べ評価額が下がったためである。	債務超過、借入金はなく、健全な経営をされている。 国債の時価評価により、年度毎に正味財産が増減しているものの、今後も安全かつ効率的な資産の運用に努めるよう指導する。
		前期に比べ上昇した。					
	借入金依存率の状況	2期連続で上昇した。					
		2期連続で上昇した。					

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○	理事長は、県農政水産部次長であり、知事・副知事が当法人の代表に就任していない。	知事・副知事が法人の代表者に就任していない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない	○	○	○	専門的な知識を要する就農相談員および農地中間管理事業の班長(兼事務局長)に県退職職員を雇用している。	専門性の高い業務であることから、引き続き県退職職員の支援が適当であるとする。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。					
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない					
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。	○				
		常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度		○	○		
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。					
県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				就農相談、農業次世代人材投資事業等の県の補助金を活用することで、担い手の確保・育成に係る総合的な事業を実施することができる。 農地中間管理事業の農用地賃料収入が増加していることもあり、経常収益に占める県補助金の割合は相対的に低下しているが、農用地賃料収入はそのまま同額が賃料の支払いに充てられ、事業に充当できるわけではない。 将来の経費増加を見据え、令和6年度に定期預金から国債への買い替えや、利率の高い国債への買い替えなど運用益の増加に向けた取組を行ったが、諸経費が上昇しており、増加した運用益のすべてを自由に事業に充当できるわけではない。 当基金の目的である担い手の確保・育成を図るためには、引き続き、県からの補助金が必要であると考えている。	県では、新規就農者等の確保・育成および農用地の効率利用を重要な政策と位置付けている。 令和6年度からは運用益の増加による自主財源の確保にも努められたが、これ以上の運用益の増加は期待できず、自主財源のみではこれら政策の目標達成に支障を来す。 そのため今後とも県からの財政支援(国庫財源含む)が必要である。	
	経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。	○	○	○			
	経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。						
	経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。						
短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期末において県の短期貸付けはない	○	○	○			
	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。						
	県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。						
	県の短期貸し付けの額が前期と同額である。						
	県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。						
	県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。						
損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない	○	○	○			
	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。						
	県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。						
	県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。						
	県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。						
	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。						
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○	ホームページ上で、公益財団法人としての情報を開示しており、また財務諸表について公認会計士の指導・助言を受けている。 また、より多くの方々にリアルタイムの情報を提供できるよう、ホームページの情報更新は業者委託せず職員が対応している。	当該法人で定めている規程に基づき、情報開示に努めている。 文書管理規程を令和2年度に定めており、規程に基づく文書の整備が実施されるよう、指導していく。
		規程を設けていない。					
		規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。	○	○	○		
		不特定の者に対し情報公開を行っていない。					
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○		
		規程を設けていない。					
	文書管理の実施状況	規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
		情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。	○	○	○		
	会計専門家の関与状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。					
作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。		○	○	○			
業務監査の実施状況	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。						
	業務監査を実施している。	○	○	○			
		業務監査を実施していない。					

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	農林漁業の担い手確保・育成については、「農林漁業への入口対策」、「就業対策」、「就業後の定着対策」という体系に整理し、効率的・効果的な事業の実施に努めている。 農地中間管理事業については、法改正により農地の貸借が実質的に農地中間管理事業に一本化され、農地貸借の件数の増加が見込まれることから、市町の協力を得て、効率的・効果的な実施に努める。	県で重要な政策として位置付けている「新規就農者等の確保・育成」および「農用地の効率利用」に関する事業が適切に実施されている。 今後も、より効率的・効果的に実施されるよう助言・指導を行う。		
財務に関する事項	債務超過、借入金はなく健全な経営に努めている。 令和6年度には、新たに開始した農地売買等事業において補助金と農地の売買差益により運営することとした。また、基本財産について、定期預金から国債への買い替えや、利率の高い国債への買い替えなど運用益の増加に向けた取組を行い、令和6年度は令和5年度と比べ約154万円増加し、令和7年度は令和5年度と比べ約444万円増加する見込み。	債務超過、借入金はなく健全な経営がされている。農地中間管理事業が安定的に実施されるよう、運営費の安定的な確保について、県としても国に対して要望しているところ。 なお、令和6年度から実施される農地売買等事業では、国の補助金では賄えない経費については、農地の売買差益を充当するよう助言・指導した。また、基本財産について安全性を重視しつつ運用益が多くなるよう内容の見直しを助言した。 今後も事業見直しや効率的な法人運営に努め、財務の健全化がより一層図られるよう、助言・指導を行う。		
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	実施計画に基づき、着実に事業を進めており、今後も事業効果を高めるとともに、より効率的な法人経営のため、引き続き事業・財務の検証を行う。 なお、令和2年度に策定した中期経営計画が令和8年3月に終期を迎えることから、現行の中期経営計画を評価・分析し、令和8年度からの新中期経営計画の策定を進める。		実施計画に基づき取組が進められている。 自主財源の大部分が基本財産等の運用益であるため、事業や事務作業の見直し等により支出の削減を図りつつ、「新規就農者等の育成・確保」および「農用地の効率利用」に関する事業が効率的に実施されるよう、引き続き助言・指導を行う。 また、令和8年度からの新中期経営計画の策定に向け、現計画の評価・分析ならびに策定にかかる助言・指導を行っていく。	
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	①現行中期経営計画に基づき実施を進めており、令和7年度に現計画の評価・分析を行い、新中期経営計画の策定を進める。 ②令和5年度から市町の協力の下、新たな農地の貸借の仕組みに基づく農地中間管理事業を実施できた。また、令和6年度より地域窓口の一部を本部に統合するなど、地域窓口のあり方の見直しを行った。 ③令和6年度より農地売買等事業を実施し、売買差益を自主財源とすることとした。		新たな農地中間管理事業について、全市町の協力を得ることができ、新たな仕組みにおける農地中間管理事業の実施ができています。さらに、令和6年度より農地売買等事業を開始し、自主財源を確保され、地域窓口の見直しを行うなど、着実に取り組んでいる。 農地中間管理事業が今後も安定的に実施されるよう、未収賃料の対応や運営費の安定的な確保について、国に対して要望しながら、効率的な事業の実施につながるよう助言・指導を行う。	
	実施計画に定める目標		実施計画に定める目標	左の実績
	①中期経営計画の実践・策定 ②法改正に伴う農地中間管理事業の対応：令和5年度より農用地利用集積等促進計画案の作成業務を全市町に要請し、地域窓口のあり方を検討する。 ③農地売買等事業の実践：令和6年度からの農地売買等事業の円滑な実施		①新中期経営計画の策定指導 ②農地中間管理事業の対応への助言・指導 ③農地売買等事業の実践指導	
総 合 所 見	就農支援対策については、運用益と県からの補助により、入り口対策、就業対策、定着対策を体系的に組み合わせ効率的、効果的に実施してきたが、目標が達成できていない項目もある。人口減少下において、産業分野間での人材獲得競争が激しくなっており、就職就農者が減少していることから、その取組内容について検討する。 農地中間管理事業については、平成26年の開始から年々業務が拡大する中、令和4年度の法改正に伴い、農地の貸借の仕組みが実質的に一本化された。今後、農地の貸借の取扱件数の増加に伴い事業費の増加が見込まれ、農地中間管理事業の果たす役割が大きくなるため、本事業の安定運営が当基金の最重要課題である。引き続き、効率的・効果的な事業の実施に向け検討していく。		しがの農業経営・就農支援センターの就農サポート総合窓口として当基金を位置付け、就農相談から就業、定着対策まで一貫した支援を実施する専門的な機関としての役割を果たしてもらっているものの、近年新規就農者数の減少が続いている。雇用を行い規模拡大する農業法人の育成も重要であることから、農業法人の経営基盤強化に向けた対策と合わせ、就職就農者の増加に向けた見直しを検討する。 農地中間管理事業については、法改正により、農地貸借が当基金を通じた手続きに一本化され、今後、長期的に農地政策の中核的な機能を担う必要がある一方で、未収賃料や相続人不明農地など、対処に手間のかかる案件が年々増加しており、限られた補助金のもとで、効率的・効果的な運営を安定して行えるよう、引き続き助言指導を行っていく。	

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

<https://shiganou.work/>

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

18 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金【担当部課名：農政水産部みらいの農業振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)		当法人は、農林漁業の担い手の確保・育成と担い手への農地集積を目的に、農林漁業への就業対策や農地中間管理事業を実施している。令和4年(2022年)5月の農業経営基盤強化促進法等の法改正に伴い、農地中間管理事業における取扱件数の増加が見込まれるとともに、農地売買等事業に新たに取り組む必要があることから、関係機関に協力を求めるなど効率的に事業を実施する。					
具体的な取組内容		(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目 標
1 中期経営計画の実践・策定【出資法人】 中期経営計画（令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)）に基づく事業を効率的に実践し、令和7年度(2025年度)に次期計画を策定する。		中期経営計画に基づく事業の実践 当期計画の見直し			次期計画に基づく事業の実践 次期計画の策定		○効率的な事業実施による経営収支差額のプラス維持 令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度)
2 法改正に伴う農地中間管理事業の対応【県・出資法人】 法改正に伴い農地中間管理事業の取扱件数の増加が予想される中、市町の協力を得て効果的・効率的な業務を実施する。また、農地の出し手・受け手とのマッチング業務が廃止されるに伴い、県農業農村振興事務所等に設置している地域窓口のあり方を検討する。		市町との調整	農用地利用集積等促進計画案の作成を市町に要請 地域窓口の検討				○令和5年度(2023年度)より農用地利用集積等促進計画の案の作成業務を全市町に要請する。 ○令和5年(2023年)にかけて地域窓口のあり方を検討する。 ○農地売買等事業の円滑な実施
3 農地売買等事業の実践【出資法人】 農地中間管理事業における農地売買等事業に新たに取り組む。実施に当たっては、市町との連携事項・手数料徴収も含めて検討し、効率的な実施につなげる。		事務手続きの検討	農地売買等事業の実施				○中期経営計画の目標の達成、かつ次期計画の令和7年度(2025年度)末までの策定
4 中期経営計画の評価・指導【県】 現在法人が実施している中期経営計画に対し県として評価を行い、その結果に基づき指導を進める。		中期経営計画進捗状況の評価・見直し指導 当期計画の見直し指導			次期計画に基づく評価・指導 次期計画の策定指導		
備考							